

認定支援機関電子申請システムについて

平成31年2月

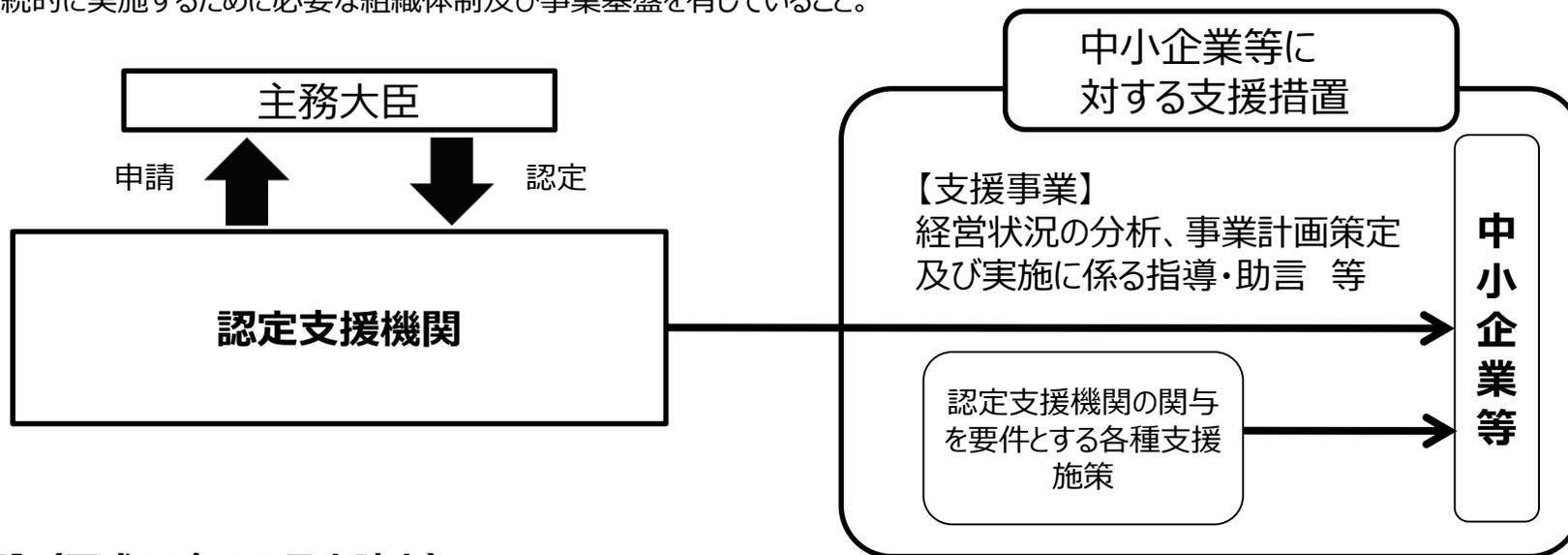
中小企業庁 経営支援課

1. 認定支援機関制度の概要

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現 中小企業等経営強化法）の一部改正により、本制度を措置（2012年8月施行）。
- 施行から約6年間で、約3万の様々な分野の専門家を認定することで、中小企業支援機関の裾野の拡大と面的広がりを実現。

【認定基準】

- ①税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。
- ②経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること。
- ③業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。



【認定状況】（平成30年12月末時点）

税理士	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中小企業 団体 中央会	中小企業 診断士	民間コン サルティン グ会社	その他	銀行	合計
21,870	2,914	2,542	70	1,560	106	47	420	43	785	836	580	495	32,268

※本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定支援機関としての体制に含めている。

2. 従来の申請方法

- 中小企業庁のHPから申請書様式をダウンロードしていただき、記載例を参考にしながら記載の上、各経済産業局に郵送していただいている。
- 記載例の内容が非常に多岐にわたることから、記載漏れや記載ミスが発生し、その度に修正した申請書を提出していただくことも少なくないのが、現状。

経営革新等支援機関の認定申請

平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定し、その活動を後押しするための措置を講じています。今回の法律施行に伴い、経営革新等支援機関の認定に係る申請の受付を開始しました。

制度概要

- [中小企業経営力強化支援法について\(概要\)](#)(PDF形式:426KB)

FAQ集

- [認定経営革新等支援機関の認定制度について【FAQ集】](#)(PDF形式:1,171KB) (平成30年12月27日更新)

申請様式

- [経営革新等支援機関の認定申請書様式](#)(WORD形式:30KB) (平成30年7月9日更新)

※申請にあたっては、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局のホームページに掲載されている申請書様式を必ずご確認ください。

認定申請書記載例

個人	税理士 (PDF形式:324KB) (平成30年10月24日更新) 公認会計士 (PDF形式:1,063KB) (平成30年9月7日) 弁護士 (PDF形式:1,060KB) (平成30年9月7日) 中小企業診断士 (PDF形式:1,062KB) (平成30年9月7日) 民間コンサルタント (PDF形式:273KB) (平成30年12月27日更新)
法人	税理士法人 (PDF形式:329KB) (平成30年9月7日) 弁護士法人 (PDF形式:330KB) (平成30年10月19日更新) 監査法人 (PDF形式:956KB) (平成30年9月7日) 民間コンサルティング企業 (PDF形式:278KB) (平成30年12月27日更新)
その他	商工会 (PDF形式:360KB) (平成30年12月27日更新) 商工会議所 (PDF形式:302KB) (平成30年12月27日更新)

ダウンロードし、記載例を元に記載の上、各経産局に郵送

記載例

【認定】税理士個人向け

この申請書1枚目の記載事項は、記載を省かないこと。
 ・申請書一式の正本2部を主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局へ提出すること。
 ・様式第1 (第2条第2項及「Urban Enterprise」)

平成●●年●●月●●日

●●財務局長 ●● 税
●●経済産業局長 ●● 役

氏名は本名(戸籍名、外国人登録名)を記載すること。
 ・住所は主たる事務所の所在地を記載すること(表記は税理士証章等の記載と異なること)。
 ・認定時に掲載されるホームページに番号を掲載したい場合は、番号を記載すること。
 ・旧姓を使用している場合は旧姓を記載すること(この場合、日本税理士会連合会発行の旧姓使用に関する通知書を2部添付すること)。
 ・押印は、実印を使用すること(印鑑証明は不要)。

「主たる事務所」を、「主たる事務所の所在地を管轄する財務(支)局長」及び「主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長」名に記載すること。それぞれの氏名は上記所管の財務(支)局又は経済産業局のホームページ等を確認すること。
 ・優先の順番は、1.「財務(支)局」、2.「経済産業局長」とすること。

住所 ●●市●●区●●丁目●●番●●号

氏名 ●●●●●●●●

実印

認 定 申 請 書

中小企業等経営強化法第26条第1項(更新)を二重線で取り消す。または認定を特
 定(更新)を受けたため、下記「1」で囲むなどして、認定の申請書であることを明示し
 この申請書及び添付書類の記載事項1

- 1 事務所の所在地
- 2 経営革新等支援業務に関する事項
 - 一 経営革新等支援業務の内容
 - 二 経営革新等支援業務の実施体制
 - (1) 経営革新等支援業務の統括責任者、当該統括責任者を補佐する者及び当該経営革新等支援業務を行う者の氏名
 - (2) その他の経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

(添付書類)

- 1 第2条第1項第2号の規定に掲げる要件に適合することを証する書類
 - (1) 専門的知識を有する証明書
 - (2) 支援者からの関与を有する証明書
 - (3) 実務経験証明書
- 2 中小企業等経営強化法第27条各号(第28条第2項において準用する同法第27条各号)に該当しないことを証する書類
誓約書

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3. 認定支援機関電子申請システムの導入

- 申請書作成の手間を簡素化するため、認定支援機関電子申請システムを平成31年5月22日より導入予定。

画面イメージ（開発中）

新規申請登録

以下のエラーを確認し、修正してください。

情報入力 内容確認 登録完了

説明（ダミー-----）

不明点はこちら
貴社の概要

申請書の内容をフォームで入力

記載要領を見ながら記入しやすい

法人番号	1234567890123	最新情報取得	・「最新情報取得」を押下することで、法人インフォからの情報を取得できます。
事務所又は法人名	●●株式会社		
代表者の役職	代表社員		
代表者の氏名/氏名	認定 太郎	旧姓での登録を希望 <input type="checkbox"/>	・氏名は本名（戸籍名、外国人登録名）を記載すること。ただし、旧姓を使用している場合は、旧姓を記載すること。 【法人】 ・氏名は代表権を持つ者の氏名を記載すること。
戸籍名	戸籍 太郎		・旧姓を使用している場合、戸籍上の氏名を記載すること。
郵便番号	〒 123 - 4567		
住所	都道府県 --なし-- 市区町村 ●●市 番地 ●●●-●●●		【個人】 ・主たる事務所の所在地を記載すること（表記は各種証券等の記載と揃えること）。 【法人】 ・登記簿謄本上の本店の所在地を記載すること（表記は登記簿謄本と揃えること）。 ・登記簿に建物名もある場合は、番地欄に建物名まで記載してください。

入力漏れ等があった場合、アラートを出力

代表者の氏名/氏名は必須入力です。

新規申請登録完了

情報入力 内容確認 登録完了

受付番号: APL-0000000100

申請を受け付けました。
ご登録いただいたメールアドレスに通知メールを送信しています。

本画面の申請書類出力ボタンをクリックすると、申請書類、証明書類、誓約書、チェックシートがダウンロードできます。

ダウンロードした書類を印刷し、捺印頂いた後に、チェックシートに基づいて、申請書を送付してください。

使い勝手はどうでしたか?

申請書類出力

アンケート送信

システムから出力した申請書に押印し、各経済産業局に郵送

入力漏れや軽微な記載ミスのない申請書を出力できるため、申請書作成に係る手間や経産局との調整コストを軽減できる。

4. 完全電子化に向けたスケジュール

完全電子化に向け、以下のステップで段階的に機能を拡充していく予定。

2019年4月～
2020年3月

ステップ①

HPからダウンロードした様式ではなく、システムから出力した申請書（紙）による申請に変更

※金融機関を除く
※新規申請、更新申請のみ

- アラート機能等により、申請書の入力漏れ・入力ミスを未然に防げます。
- セルフチェックシートにより、必要書類の添付漏れを防げます。
- 認定支援機関の検索機能や活動状況データの見える化により、各支援機関の活動実態を把握・比較できます。

2020年4月～
2021年3月

ステップ②

システムからの申請が可能に
（紙での申請が不要に）

※金融機関を除く

- 申請書・必要書類がシステムで提出できるようになります。
- 認定支援機関の活動内容の見える化を更に拡充します。
- 法人認証基盤等と連携し、本人確認を簡易化します。

2021年4月～
2022年3月

ステップ③ 完全電子化

金融機関を含め
システムから全ての申請が可能に

- 共管である金融庁とのシステム連携を行い、金融機関も含めシステムからすべての申請が可能になります。

5. 認定支援機関の活動状況の見える化

- 中小企業が各認定支援機関の活動実態を把握・比較できるよう、補助金申請や任意調査等を通じて得られた各認定支援機関のデータや優良な支援事例を見える化するHPも開設（平成31年3月中に公開予定）。
- 公開時は「ものづくり補助金」の採択件数、採択率等について情報を表示。情報を表示する施策は随時拡充予定。

認定経営革新等支援機関活動状況検索システムページ（案）

・基本情報（店舗名、種別、本店・支店、住所、連絡先）

【各法人へのリンク可】

・支援内容※（自由記載）

【各法人へのリンク可】

※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている内容

・具体的な活動実績

例：経営革新計画支援業務 ○○件

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 ○○件

※国でデータがとれるものは自動的に表示。それ以外は回答者のみ掲載

・支援を行った分野 創業 経営革新 異分野連携 ...

・支援を行った内容 IT利活用 広告デザイン 海外展開 ...

・支援事例※（自由記載）

※経営革新等支援業務のみならず、中小企業支援として行っている事例

ポイント①

「ものづくり補助金」等を通じ、国が入手可能なデータについては、自動的に表示。

【例：支援した事業者の売上高・経常利益の平均伸び率等】

ポイント②

任意調査を通じて把握した情報（支援分野・内容等）についても、自動的に表示。

ポイント③

具体的な支援事例等の情報（PRポイント）について、認定支援機関自身による追記を可能に。

6. システム導入スケジュール

- 電子申請システムは平成31年5月22日より中小企業庁HPに公開予定。
- 第57号の新規申請及び平成31年5月22日以降に申請いただく更新申請については、金融機関を除き、必ず電子申請システムを使って申請を行う必要がある。
- 変更届及び廃止届については、随時電子申請の対象とする予定。運用変更までの期間は、従来通りダウンロードした申請書により申請を行う。

▼認定スケジュール

認定号	認定日	締切日	受付期間
第55号	2019年4月26日	2019年3月19日	2019年2月22日～ 2019年3月19日
第56号	2019年6月28日	2019年5月21日	2019年4月22日～ 2019年5月21日
第57号	2019年8月30日	2019年7月23日	2019年6月28日～ 2019年7月23日
第58号	2019年10月31日	2019年9月24日	2019年8月28日～ 2019年9月24日
第59号	2019年12月20日	2019年11月13日	2019年10月17日～ 2019年11月13日

▼更新スケジュール

当該更新認定日に合わせ 申請いただきたい方	集中受付期間	更新認定日(予定)
第4号から第6号にて 認定を受けた方	2019年3月29日まで	2019年7月初旬
第7号及び第8号にて 認定を受けた方	2019年7月31日まで	2019年10月中旬
第9号から第11号にて 認定を受けた方	2019年11月29日まで	2020年2月中旬
第12号から第26号にて 認定を受けた方	2020年3月31日まで	2020年7月初旬

※第57号の新規申請及び平成31年5月22日以降に申請いただく更新申請は電子申請システムを使った申請の対象。